

東京農工大学保健管理センター運営規則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>第11条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 学務部長及び総務部長</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(事務)</p> <p>第14条 センターの事務は、<u>学務部学生総合支援課</u>において処理する。</p>	<p>本則</p> <p>第11条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 次長のうちから学長が指名する者 2人</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(事務)</p> <p>第14条 センターの事務は、<u>学務課</u>において処理する。</p>	

附 則 (平成31年4月1日規程第19号)
この規程は、平成31年4月1日から施行する。